

「群馬県薬物の濫用の防止に関する条例」の概要

H27. 3. 20公布・一部施行、H27. 6. 1全面施行

1 条例の目的 【第1条関係】

薬物の濫用が、人の心身の健康や生活のみならず、地域社会に対しても深刻な被害を及ぼしていることを踏まえ、薬物の濫用の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、県が実施する施策に関する基本的な事項を定めるとともに必要な規制等を行い、もって薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止することにより、県民の健康及び安全を守り、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 薬物の定義 【第2条関係】

この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- ① 大麻
- ② 覚せい剤及び覚せい剤原料
- ③ 麻薬、麻薬原料植物及び向精神薬
- ④ けし、あへん及びけしがら
- ⑤ トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- ⑥ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する指定薬物
- ⑦ ①～⑥に掲げる物のほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるもの（酒類及びたばこを除く）

3 薬物の濫用の禁止 【第3条関係】

何人も、吸入、摂取その他の方法により、薬物を人の身体にみだりに使用してはならない。

4 県、県民及び事業者の責務

(1) 県の責務 【第4条関係】

- ア 薬物の濫用の防止に関する総合的な施策の策定及び実施
- イ 国、他の都道府県、県内市町村、民間団体等と連携・協力して施策を推進
- ウ 薬物に関する情報提供等を通じて、薬物の濫用の危険性に関する県民の理解を深める

(2) 県民の責務 【第5条関係】

- ア 薬物の濫用の危険性に関する知識・理解を深めるとともに、県の施策への協力を努める
- イ 濫用につながる薬物の使用、所持、取引等に関する情報を覚知した場合には、県への情報提供に努める

(3) 事業者の責務 【第6条関係】

- ア 県の施策への協力を努める
- イ 濫用につながる薬物の販売等に関する情報を覚知した場合には、県への情報提供に努める

5 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策

- (1) 推進体制の整備 【第7条関係】
 - ア 薬物の濫用の防止に関する施策を推進するための体制整備
 - イ 知事と公安委員会が連携・協力した薬物の濫用の防止に関する調査・指導
- (2) 監視及び指導 【第8条関係】
 - インターネット等を活用した監視指導体制を整え、販売業者等への指導
- (3) 調査研究等 【第9条関係】
 - 薬物に関する調査研究及び薬物の試験・検査に関する研究開発の推進
- (4) 情報の収集及び提供 【第10条関係】
 - 薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守るために必要な情報の収集及び提供
- (5) 教育及び啓発 【第11条関係】
 - 薬物の濫用の危険性に関する教育及び啓発の推進
- (6) 県民運動の推進 【第12条関係】
 - 薬物の濫用の防止に県民全体で取り組む運動の推進

6 薬物の濫用を防止するための規制等

- (1) 知事指定薬物 【第13条・第14条関係】
 - ア 法律で規制されている薬物以外の薬物（2の⑦）のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものを知事指定薬物として指定
 - イ アの指定に当たり、群馬県薬物指定審査会の意見を聴くものとする（緊急を要する場合を除く⇒緊急指定制度）
 - ウ 緊急指定制度に基づく指定後は、速やかに審査会に報告
 - エ 法律で規制される薬物に該当することになった場合は、その効力を失う
- (2) 主な規制内容
 - ア 勧告 【第15条関係】
 - 県民の健康に重大な被害が生じ、又はそのおそれのある場合、知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を販売等する者に対し、その行為の中止、当該薬物の回収又は廃棄等を勧告
 - イ 禁止行為（製造、販売、所持等の禁止） 【第16条関係】
 - ① 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること
 - ② 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること
 - ③ 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること
 - ④ 知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又はみだりに使用すること
 - ⑤ 多数の者が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること
 - ウ 警告 【第17条関係】
 - イの禁止行為を行った者に対する警告
 - エ 販売中止等の命令 【第18条関係】
 - イの禁止行為（⑤を除く）に対する警告に従わない者に対する販売等の中止又は回収若しくは廃棄等の命令（緊急時は警告なしでも可能）
 - オ 公安委員会による要請 【第19条関係】
 - 公安委員会は、薬物に関し、公共の安全の維持のため必要のある場合、知事に対し、必要な措置を執るべきことを要請

(3) 報告徴収、立入調査及び収去 【第20条関係】

ア 報告徴収

知事は、知事指定薬物の製造、販売、所持等をする者又はその疑いのある者に対し、必要な報告を求めることができる

イ 立入調査

知事又は公安委員会の職員による知事指定薬物又はその疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という）を業務上取り扱う場所その他必要な場所への立入調査又は関係者への質問

ウ 収去

知事の職員による知事指定薬物等の収去（試験のため必要な最少分量に限る）

(4) 罰則 【第23条～第27条関係】

	禁止行為等	警告	命令	罰則（行為違反）	罰則（命令違反）
知事指定薬物	製造、栽培	○	○	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金	2年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
	販売、授与、 販売・授与目的の所持	○	○	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金	2年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
	販売・授与目的の広告	○	○	6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
	所持、購入、譲受け、使用	○	○	6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
	使用場所の提供・あつせん	○	—	—	—
立入	立入調査の拒否、収去 の拒否、虚偽報告 等	—	—	20万円以下の罰金	—

7 群馬県薬物指定審査会の設置 【第21条関係】

- (1) 審査会は、知事指定薬物の指定に関する事項等を調査審議する。
- (2) 審査会は、学識経験者5人以内の委員で組織する。
- (3) 委員の任期は2年とする。
- (4) 委員には守秘義務を課す。
- (5) 審査会の会議は非公開とする。

8 施行期日 【附則関係】

公布の日（平成27年3月20日）。ただし、6の(2)イ〔禁止行為〕、ウ〔警告〕、エ〔販売中止等の命令〕及びオ〔公安委員会による要請〕、(3)〔報告徴収、立入調査及び収去〕並びに(4)〔罰則〕については、平成27年6月1日。

「群馬県薬物の濫用の防止に関する条例」の概念図

危険ドラッグ問題が深刻化

- 池袋での交通死傷事故により、危険ドラッグが再社会問題化
- 次々に新種の薬物が流通し、法律による規制だけでは追い付かない
- インターネットや配達(デリバリー)等、販売方法が巧妙化
- 規制の緩い(条例規制のない)自治体へ販路が拡大されるおそれ

危険ドラッグ対策強化として県独自の条例を制定

H27.3.20公布・一部施行、H27.6.1全面施行

基本理念:何人も薬物を人の身体にみだりに使用してはならない

知事指定薬物制度による迅速な成分規制

- 法律による規制より迅速に県内流通薬物を規制
- 知事指定薬物は製造・販売・所持・使用・広告等を広範に禁止
- 群馬県薬物指定審査会を設置

県民運動としての危険ドラッグ排除

- 薬物の濫用の防止に県民全体で取り組む機運の醸成
- 県民や事業者の責務を明記(通報制度の導入、県の施策への協力)

実効性を担保する監視・指導体制等の整備

- 知事部局職員に加え、警察職員にも立入調査権限を付与
- 知事と公安委員会が連携・協力した調査・指導体制の整備
- 禁止行為違反、立入調査拒否等に対する罰則規定の導入

店舗規制の強化

県民意識の高揚

青少年の健全育成

ネット販売等の抑制

公共の安全性確保

県民の健康を守り、安全で平穏な生活の確保